

# 山 青 森 県 報

第千九百九十四号

平成十四年三月十一日(月曜日)

## 目 次

### 規 則

○青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規

則……………(健康医療課) ……

### 公 告

○建設業者の許可の取消し……………

(弘 土木事務所) ……

○右 同……………( 同 ) ……

○右 同……………( 同 ) ……

○右 同……………(八 土木事務所) ……

○右 同……………( 同 ) ……

○右 同……………( 同 ) ……

## 規 則

青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第九号

### 青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則

青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則(昭和四十二年八月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 青森県保健婦助産師看護師法施行細則

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

第二条第一号中「准看護婦免許申請書」を「准看護師免許申請書」に改め、同条第二号中「准看護婦籍訂正及び免許証書換え交付申請書」を「准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申請書」に改め、同条第三号中「准看護婦籍登録抹消申請書」を「准看護師登録抹消申請書」に改め、同条第四号中「准看護婦免許証再交付申請書」を「准看護師免許証再交付申請書」に改め、同条第五号中「准看護婦免許証返納書」を「准看護師免許証返納書」に改め、同条第六号中「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に、「准看護婦試験合格証明書交付申請書」を「准看護師試験合格証明書交付申請書」に改める。

第三条(見出しを含む)中「准看護婦免許証」を「准看護師免許証」に改める。

第四条の見出し中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改め、同条第一項中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に、「行なった」を「行った」に改め、同条第二項中「准看護婦試験合格証書」を「准看護師試験合格証書」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

第五条の見出し中「准看護士」を「旧規則による保健婦」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第一号様式中「准看護婦免許申請書」や「准看護師免許申請書」及び「准看護婦免許を」と「准看護師免許を」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」や「保健師助産師看護師法施行令」並びに「准看護婦試験」や「准看護師試験」並びに「准看護婦の」と「准看護師の」となる。

第二号様式中「准看護婦籍訂正及び免許証書換え交付申請書」や「准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申請書」並びに「准看護婦籍の」と「准看護師籍の」並びに「准看護婦免許証」と「准看護師免許証」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」や「保健師助産師看護師法施行令」となる。

第三号様式中「准看護婦籍登録抹消申請書」や「准看護師籍登録抹消申請書」並びに「准看護婦籍の」と「准看護師籍の」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」や「保健師助産師看護師法施行令」並びに「准看護婦免許証」と「准看護師免許証」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」や「保健師助産師看護師法施行令」並びに「准看護婦免許証再交付申請書」や「准看護師免許証再交付申請書」並びに「准看護婦免許証の」と「准看護師免許証の」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」や「保健師助産師看護師法施行令」並びに「亡失 き損」や「亡失 損傷」並びに「き損の」と「損傷の」並びに「き損した」と「損傷した」となる。

第四号様式中「准看護婦免許証返納書」や「准看護師免許証返納書」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」や「保健師助産師看護師法施行令」並びに「准看護婦免許証を」と「准看護師免許証を」となる。

第六号様式中「准看護婦試験合格証明書交付申請書」や「准看護師試験合格証明書交付申請書」並びに「准看護婦試験合格証明書の」と「准看護師試験合格証明書の」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行規則」や「保健師助産師看護師法施行規則」となる。

第七号様式中「准看護婦免許証」と「准看護師免許証」並びに「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦の」と「准看護師の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十四年三月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社小野忠組
- 二 代表者の氏名 小野 サツエ
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字垂柳字前田三二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第四一五一号
- 五 取消年月日 平成十四年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 小林設備
- 二 氏名 小林 博英
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字堂野前字種井七四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一四八二三号
- 五 取消年月日 平成十四年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 小林設備  
二 氏名 小林 博英

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字堂野前字種井七四の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一四八一三号

五 取消年月日 平成十四年二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社公菱開発

二 代表者の氏名 鈴木 公雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字尻引七一の四

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一二九四六号

五 取消年月日 平成十四年二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社山形建設

二 代表者の氏名 川守田 崇彰

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野三丁目一〇の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第四一九号

五 取消年月日 平成十四年二月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 鈴正工業

- 二 氏名 鈴木 正志
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字高田一五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一四二一四号
- 五 取消年月日 平成十四年二月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十四年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭